

9月号



おおもり 青色便り

No.0710

一般社団法人 大森青色申告会

令和7.9.1

受けよう



「帳簿の確認！」

正しい決算申告は
毎日の記帳から

10月は記帳確認月間です！
(完全予約制)

当会では、例年10月上旬に『記帳確認月間』として、その年の帳簿の確認を重点的に行っております。

正しい帳簿が出来ていないと、確定申告の際に何度も来所することになってしまったり、せっかく記帳しているにもかかわらず、65(55)万円の青色申告特別控除が否認されてしまう場合があります。

また、消費税の確定申告が必要な方で、特に本則課税の方は、正しい帳簿が出来ていないと仕入税額控除が否認されてしまう場合があります。

この記帳確認月間では、下記の期間に記帳確認を受けられた方に「記帳確認証」シールをお渡ししております。この「記帳確認証」はお手許の帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。

- 期 間 : 令和7年10月1日(水)～10月10日(金) *土・日を除く
- 時 間 : 9時・10時・11時・13時・14時・15時の枠で予約制
- 会 場 : (一社)大森青色申告会
- 持 ち 物 : 記帳している帳簿(弥生会計のデータ可)
- 予約先電話 : 03-3771-8859

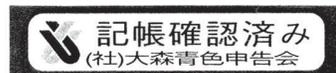


★通常行っている記帳相談は、11月末までとなっております。早めのご相談を！
12月～3月は、記帳相談を行っておりません。



「記帳確認」や「よい入力」の巻

記帳確認期間に記帳確認を受けた方に差し上げている「記帳確認証」シール↓です。



帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。



大森税務署長
古寺 信男

初秋の候、一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で福岡国税局甘木税務署から参りました古寺（ふるてら）でございます。前任の井上署長同様、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、徳永会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様方に、確定申告の「青色コーナー」への従事や、会員の方々に対する適正な申告及び本人送信によるe・Tax申告の一層の推進など様々な活動を通じて、青色申告の普及・拡大や納税道義の高揚に多大な貢献をしていただきました。おかげさまでe・Taxの利用は前年を上回り、特にマイナンバーカードによるe・Taxの利用については大幅に増加しているところです。この場をお借りして、心より厚く御礼申し上げます。

本年の確定申告は、定額減税の実施や申告書控の收受印押印の見直しに伴う混乱も危惧されていたところですが、大きな混乱

もなく無事・円滑に遂行することができました。これはひとえに皆様の御支援と御協力、それから会員の方々への熱心な指導のたまものと重ねて御礼申し上げます。

引き続き、所得税のスマホ申告、納税証明のオンライン申請などの申告・申請手続におけるe・Tax利用、国税納付手続におけるキャッシュレス納付の利用につきまして、御理解・御協力をお願いいたします。

令和7事務年度は、特に「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に局署を挙げ取り組むこととしております。キャッシュレス納付方法の内、「自動ダイレクト」では所得税徴収高計算書の提出と納付手続を同時に行うことができますことから、更に便利になっておりますので、積極的な御利用をお願いいたします。

なお、国税庁のe・Taxホームページにおいて「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しておりますので、是非、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性や自動ダイレクトの利便性を体験していただければ幸いです。

近年の経済社会のデジタル化に対応するため、税務行政のDXへの取組を進めております。その中で、事業者が行う税務処理を含めた事務処理について、一貫した効率的なデジタル処理ができる環境を整備することにより、業務の正確性向上や生産性向上

等につながることを期待されますので、会計ソフトを利用した記帳、電子帳簿保存法への対応などに御協力をお願いいたします。結びに当たり、大森青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



大森税務署
個人課税第一部門
統括官
堀之内 暁

この度の人事異動で大森署に勤務することになりました。

20年前に大森署に勤務しておりました時も会の担当として皆様とお付き合ひさせていただきましたが、今回は、当時と違った立場で皆様のご活動に協力させていただけたらと思っております。どうぞ1年よろしくお願いいたします。

前任地：平塚税務署

個人課税第一部門統括官

出身地：鹿児島県

趣味：なし

▶ 都税事務所からのお知らせ

— 都税についてのお知らせ —

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。



簡単・便利な口座振替Web申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替

都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日(火)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。

おうちで今、納付できます!!

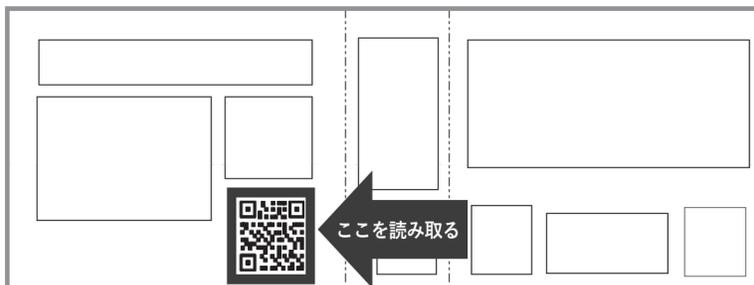
スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。

納付書見本



ページマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 土地・家屋・償却資産が所在する区にある都税事務所
<納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



当会会費の口座振替のお知らせ

10月6日(月)は、当会会費の第3期分(10月~12月分6,000円)の口座振替日です。預金口座残高の確認をお願いいたします。なお、退会等で口座振替の停止を希望される場合は、9月18日(木)までにお電話くださいますようお願いいたします。

※口座振替用紙を未だ提出されていない方は、至急当会までお送りください。

※会費に未納がございますと、確定申告のご案内を発送いたしかねますのでご了承ください。

◆◆◆ 各支部・部会の総会終了報告 ◆◆◆

会員の皆様が所属する各支部及び部会の総会が下記のとおり無事終了しました。

大森東支部：書面開催

大森西支部：書面開催

入新井支部：書面開催

新井宿支部：書面開催

馬込支部：開催無し

池上支部：7月23日(水)

青年部：7月25日(金)

理容部会：開催無し

マイナンバーカード取得のお願い



令和7年1月から税務署で収受日付印の押なつが廃止されました。また、税務署業務のセンター化に伴い、紙媒体で各種法定書類を提出される場合は、ご自身で税務署へ持参するか、業務センターへ郵送することとなっております。

以上のことから、マイナンバーカードをお持ちの方で、かつ、パスワードがわかる方は、原則として本人送信によるe-Taxでの各種法定書類の提出をお願いしております。

e-Taxを使用する際には、本人のマイナンバーカードが必要となりますので、未だ取得していない方は取得をお願いいたします。

また当会では、青色申告特別控除65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカード」を使用した本人送信でe-Taxできる方のみご対応しており、マイナンバーカードをお持ちでない方（6文字以上の英数字パスワードをお忘れの方も含む）は、原則として青色申告特別控除65万円を適用できません。（青色申告特別控除65万円の要件にはe-Tax以外にも要件があります。詳細は当会事務局または税務署へお尋ねください。）

上記65万円控除を希望される方は、必ず確定申告までにご用意いただきますようお願いいたします。

※マイナンバーカード(本体)には発行から10回目の誕生日までの有効期限があり、マイナンバーカード内の電子証明書には発行から5回目の誕生日までの有効期限があります。該当する方は更新の手続きをお願いいたします。

当会の夏季休暇について

9月24日(水)・25日(木)・26日(金)は、当会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほど宜しくお願いいたします。



(1)

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aoiro-o@nifty.com

URL : <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

9月11日(木)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄